

## 4. 年度更新の手続

### (1) 申告・納付期限

**7月10日**

※納付期限が土曜日に当たるときはその翌々日、  
日曜日に当たるときはその翌日が納付期限となります。

もし、申告期日をすぎると……………

- 労働保険事務組合に対する報奨金が交付されません。
- 追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

#### <延納する場合の納付期限>

	納付期限	口座振替日
1期	7月10日	9月6日
2期	11月14日	11月14日
3期	2月14日	2月14日

※納付期限及び口座振替日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納付期限及び振替日となります。

※・申告書内訳等を電子媒体（CD 又は DVD）で提出する場合でも、紙媒体での提出は必要です。

・電子媒体で提出するにあたっては、CD 又はDVDのラベルには、「事務組合の名称、労働保険番号(枝番号は不要)、平成〇〇年度申告書内訳、作成日付、総コン(総コンシステムから出力した場合)、口座振替(口座振替を行っている場合)」と記載してください。

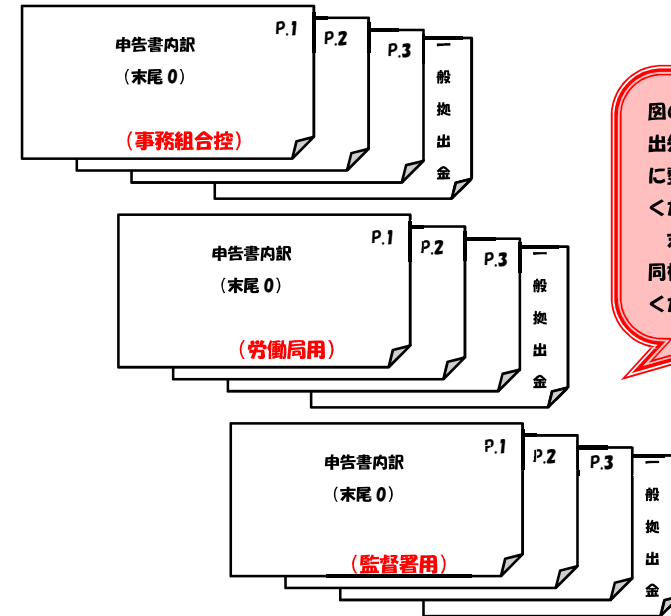
・ウイルス対策ソフト等で事前にウイルスのチェックを行ってからご提出ください。

### (2) 申告書提出先及び納付先

- 申告書提出先  
埼玉労働局総務部労働保険徴収課
- 納付先  
日本銀行（代理店を含む）、郵便局又は埼玉労働局

### 提出時の注意事項

- 申告書内訳及び一般拠出金内訳は労働保険番号の基幹番号の末尾番号別に『事務組合控』、『労働局用』、『監督署用』をそれぞれ分けて提出してください。
- 集合受付の最終日は窓口が大変混雑しますので、早めの手続きをお願いします。



### (3) 納付の方法

日本銀行（代理店及び歳入代理店を含む）又は郵便局に納付する場合は、納付書の部分を申告書から切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

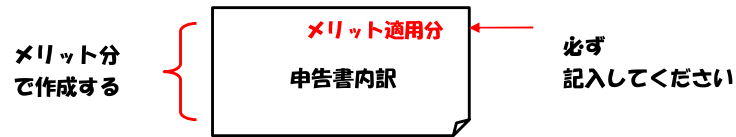
### 口座振替の注意事項

- 口座振替納付制度利用事務組合については、口座振替日前に事前通知が送付されるので、振替額及び振替口座の残高を確認してください。また、口座振替後には、結果のお知らせが送付されません。
- メリット事業を委託解除した場合など、年度更新で確定のみの申告で労働保険番号が廃止になる分については、その労働保険番号については口座振替が行われませんので、手納付してください。

#### (4) メリット制適用事業場の年度更新

メリット制適用事業については、次のことに注意して申告してください。

- 「申告書内訳」及び「一般拠出金内訳」は一般事業場とは分けて、メリット事業場のみの内訳にまとめて記入し、上部余白に『**メリット適用分**』と朱書してください。  
※ メリット適用分の内訳については、合計欄の記入は必要ありません。  
※ 総コンシステムへのメリット料率の登録は埼玉労働局で行います。



- ◆ 継続メリット適用事業（確定、概算ともメリット適用）
  - メリット事業場ごとに「申告書」及び「労災保険率決定通知書」が送付されます。
  - 「申告書」はメリット事業場ごとに作成し提出してください。
- ◆ 新規メリット適用事業（新年度概算からメリット適用）
  - メリット事業場ごとに「申告書」及び「労災保険率決定通知書」が送付されます。
  - 概算だけでなく確定についてもメリット事業場ごとの申告書で申告してください。
  - 確定保険料は基準料率で計算してください。
- ◆ メリット落ち事業場（確定はメリット適用、概算は基準料率）
  - メリット事業場ごとに「申告書」が送付されます。
  - 確定だけでなく概算についてもメリット事業場ごとの申告書で申告してください。
  - 概算保険料は基準料率で計算してください。
- ◆ 前年度メリット落ち事業場（確定、概算とも基準料率に戻った事業場）
  - メリットでない一般事業場とあわせて申告してください。
- ◆ メリット事業場の委託を受けた場合
  - 白紙の「申告書」を使用して、メリット事業場ごとに「申告書」を作成してください。
  - 申告の際は、委託前の労働保険番号で通知された『労災保険率決定通知書』の写しを添付してください。

#### 5. 納付書記入上の留意点

- 申告書に付いている納付書の金額を書き誤った場合は、種別『30840』の納付書に書き換えて納付してください。
- 滞納保険料等の納付については、特に下記に留意のうえ作成し、保険料等の交付があり次第ただちに納付してください。
- 延滞金、追徴金の納付には種別『30820』の納付書を使用してください。

**領収済通知書** (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30840 埼玉労働局 00075316 徴収種別 0847 6118 31年度

11304936990- 納付金額 ¥88934  
¥570  
¥89504

納付の目的: 1. 平成 31年度 2. 平成 31年度 3. 平成 31年度  
住所: 〒350-1123 川越市脇田本町22-2  
氏名: 労働保険事務組合 川越工業会 理事長 所沢博

納付の場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は徴収代理店)、所轄都道府県労働局、所轄都府県労働局、所轄労働基準監督署

あて先: 〒330-6016 さいたま市中央区新都心11番2 ランド・アクシス・タワー15階

延滞金の納付の場合 は「5」を記入

所在地及び名称は ゴム印でも可。

納付の目的(年度、期別、概算、確定等の区分)を正確に記入してください。

金額の訂正はできません。また、金額の前の記号の横線は一本⇒ ¥

## 6. 労働保険料等を滞納した場合の事務処理

### (1) 滞納が発生した場合の対応

委託事業主が各法定納期限までに保険料・拠出金を納付することができなかった場合、以下の通り滞納に関する対応が必要になります。

#### ① 滞納保険料を差引して納付する

◎口座振替を利用している場合

国に対する納付で口座振替を利用している事務組合に滞納が発生した場合であっても、口座振替額は滞納保険料を含む金額で実施されます。このため、滞納が発生した場合はまず口座振替の停止手続きを取り、滞納額を除いた金額を記載した手書き納付書を作成し、口座振替の納付期限までに納付していただくこととなります。

◎口座振替を利用していない場合

口座振替を利用していない事務組合に滞納が発生した場合、納付書には予め滞納額を除いた金額を記載して納付していただくこととなります。

#### ② 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する

次項 (2) をご参照ください。

なお、報告書の提出は法定納期限経過後 15 日以内となっております。報告書の提出がない場合は事務組合に対して督促状が発行され、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

#### ③ 滞納以後納付があった場合には労働保険料等納入報告書を提出する

次項 (3) をご参照ください。

滞納後も納入しない事業主には定期的に連絡し、納入を督促していただくとともに、督促を行った記録を必ず残すようにしてください。

#### ④ 納入催告書を発行する (任意)

委託事業主の滞納については事務組合より納入督促を行っていただきますが、事務組合からの督促のみでは徴収が困難な事業主に対しては「納入催告書」を交付いたします。

納入催告書の交付を希望する場合は 29 ページの埼組様式第 1 号を作成し、事務組合で行った納入督促の記録等と併せてご提出ください。

なお、納入督促記録の内容によっては不交付とする場合があります。

### (2) 労働保険料等滞納事業場の報告

労働保険料等を納期限までに集金できなかった委託事業場があるときは「労働保険料等滞納事業場報告書」を作成し、速やかに報告してください。

各期の納付期限の日付を記入。

1期:7月10日  
2期:11月14日  
3期:2月14日

※納付期限が土曜日の場合はその翌々日、日曜の場合はその翌日が納付期限となる。

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。  
<例: 徴定年度-徴定区分>  
31年度概算1期: 31-2-1  
30年度確定不足: 31-6-2  
31年度拠出金: 31-7-2  
※新元号に変更となる場合がございます。

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

### (3) 労働保険料等納入事業場の報告

(1) により報告した滞納事業場から労働保険料等の交付を受け、国へ納付したときは「労働保険料等納入事業場報告書」を作成し、速やかに事務組合係まで提出してください。

※ この報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料が、どの委託事業主の滞納保険料等であるか不明なため、収納処理ができませんので、提出もれないようお願いいたします。  
 なお、翌月 10 日までの提出となっておりますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

埼組様式第 1 号

平成 年 月 日

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合



組様式第10号 労働保険料等納入事業場報告書

提出年月日 7-31-08-10

電話 048-XXXX-XXXX 番  
 労働保険事務所番号 7000-0000  
 所在地 さいたま市 〇〇〇〇  
 名称 労働保険事務組合 〇〇〇  
 代表者氏名 会長 〇〇〇〇 (印)

報告年月 7-31-08

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。

枝番号1 〇〇〇	年月日1 7-31-08-10	保険料等1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滞納額1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
徴定年度1 7-31	納付場所1 埼玉りそな大宮 (株) △△工業	備考1	
枝番号2 〇〇〇	年月日2 7-31-08-10	保険料等2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滞納額2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
徴定年度2 7-31	納付場所2 埼玉りそな大宮 (株) △△工業	備考2	
枝番号3 〇〇〇	年月日3 7-31-08-10	保険料等3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滞納額3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
徴定年度3 7-31	納付場所3 埼玉りそな大宮 (株) △△工業	備考3	
枝番号4 〇〇〇	年月日4 〇〇-〇〇-〇〇-〇〇	保険料等4 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滞納額4 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
徴定年度4 〇〇-〇〇	納付場所4	備考4	
枝番号5 〇〇〇	年月日5 〇〇-〇〇-〇〇-〇〇	保険料等5 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滞納額5 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
徴定年度5 〇〇-〇〇	納付場所5	備考5	
合計	保険料等合計 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滞納額合計 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

滞納報告書で記入した「枝番号」、  
「徴定年度」、「徴定区分」を記入。

銀行に納付した日を記入。

合計を記入。

### 労働保険料等納入催告の依頼について

平成 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっておりますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号
	枝番号	事業所名称及び所在地		未納保険料等内訳
			年度確定不足	
			年度概算 期	
			年度一般拠出金	
			合 計	
			年度確定不足	
			年度概算 期	
			年度一般拠出金	
			合 計	

第 号  
平成 年 月 日

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公印

### 労働保険料等の納入催告について

平成 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないと、延滞金の差押えの処分を行うこととなる場合がありますのでご注意ください。

記

**納入催告書には委託手数料等の記載はできませんのでご注意ください。**

- 注意1・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納期期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。

### 7. 増減訂正・概算修正、確定修正について

#### ・修正の種類

<概算に係る訂正>

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

(概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合)

<確定に係る訂正>

確定修正：申告済みの確定保険料を修正する場合(2会計年度まで)

※ 還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用(取得日の変更を含む)については算定基礎調査を行います。このような事案が発生した場合は、事前に埼玉労働局労働保険徴収課事務組合係まで連絡してください。

#### ・提出期間等

<増額訂正・概算修正(増額)>

期	提出期間	摘要
2期	9月2日(月)～9月20日(金)	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	12月2日(月)～12月20日(金)	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正(減額)>

期	提出期間	摘要
2期	9月2日(月)～9月20日(金)	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	12月2日(月)～12月20日(金)	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。

※ 減額訂正を行う場合は、一般拠出金も併せて申告納付する必要があります。(基幹番号の末尾2・3・8を除く)

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 一般拠出金の納付にあたっては各期別納付書とは別に、一般拠出金額を印書した納付書を埼玉労働局より送付いたします。(口座振替納付制度を利用している事務組合も同様の取扱いとなります。)

<確定修正>

随時受付いたします。

※ 年度更新時期も受付いたしますが、処理に時間がかかることがありますのでご了承下さい。

※ 差額分の保険料、一般拠出金については、埼玉労働局から送付される納付書で納付して下さい。



**(増額訂正・概算修正(増額)の申告の記入例)**

- ・ 増額訂正及び概算修正(増額)は同一の内訳書に記入してください。
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。

**訂正申告の種類を記入する** 口座

区分	事業場の名称	労働者	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	労働者数	
100	株式会社	新規委託	0月0日	3,000	9,000	01	0000(9ヵ月)	3,900													
	株式会社	個別から委託	0月0日	4,500	13,500	01	0000(8ヵ月)	3,900													
増額訂正																					
000	株式会社(修正前)	労働者数が大幅に増加したため		6,000	18,000																
理由を記入する。				6,000	24,000																
000	株式会社(修正後)			15,000	60,000																
概算修正																					
修正後概算保険料額-修正前概算保険料額																					
36,000																					
①+②+③=増加金額																					
2期 +36,714																					
3期 +36,713																					
71,427																					
合計																					

増額金額は2等分、2分の1は2期分として、残りの2分の1は3期分として増額する。  
(増額が1円生じる場合は、2期分として処理する。)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書** 継続事業  
(一括有期事業を含む。) 口座

〒112-0001 さいたま市中央区新都心11番地2

0123456789

種別 32700

訂正申告の種類を記入する

増額訂正・概算(増額)修正

訂正申告の種類を記入する

増額訂正・概算修正(増額)の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該増額を含めない)を記入する

この例は、2期で提出した場

増額訂正・概算修正(増額)の額を合算した額

⑩ 申告済概算保険料	11,606,656
⑪ 増加概算保険料額	71,427
⑫ 申告済概算保険料	11,678,083
⑬ 申告済概算保険料	11,678,083
⑭ 申告済概算保険料	11,678,083
⑮ 申告済概算保険料	11,678,083
⑯ 申告済概算保険料	11,678,083
⑰ 申告済概算保険料	11,678,083
⑱ 申告済概算保険料	11,678,083
⑲ 申告済概算保険料	11,678,083
⑳ 申告済概算保険料	11,678,083
㉑ 申告済概算保険料	11,678,083
㉒ 申告済概算保険料	11,678,083
㉓ 申告済概算保険料	11,678,083
㉔ 申告済概算保険料	11,678,083
㉕ 申告済概算保険料	11,678,083
㉖ 申告済概算保険料	11,678,083
㉗ 申告済概算保険料	11,678,083
㉘ 申告済概算保険料	11,678,083
㉙ 申告済概算保険料	11,678,083
㉚ 申告済概算保険料	11,678,083
㉛ 申告済概算保険料	11,678,083
㉜ 申告済概算保険料	11,678,083
㉝ 申告済概算保険料	11,678,083
㉞ 申告済概算保険料	11,678,083
㉟ 申告済概算保険料	11,678,083
㊱ 申告済概算保険料	11,678,083
㊲ 申告済概算保険料	11,678,083
㊳ 申告済概算保険料	11,678,083
㊴ 申告済概算保険料	11,678,083
㊵ 申告済概算保険料	11,678,083
㊶ 申告済概算保険料	11,678,083
㊷ 申告済概算保険料	11,678,083
㊸ 申告済概算保険料	11,678,083
㊹ 申告済概算保険料	11,678,083
㊺ 申告済概算保険料	11,678,083



**〈確定修正申告の記入例〉**

- ・年度更新で既に確定申告している事業場の確定額を変更する場合には行います。
- ・労災保険の一般賃金総額が修正になる場合は、一般拠出金についても確定修正が必要になります。

雇用保険第1号  
労働保険番号 113XXXX9XXXXXX  
30年度確定申告  
保険料・一般拠出金申告書内訳  
【確定修正(保険料)】

事業場名 00000労働保険事務組合

事業場の名称	労働者数	賃金総額			一般拠出金	第1種特別加入者
		(円)	(千円)	(円)		
001 株式会社	2	1,018	3,683	1,218	5,774	賃金の過剰あり
001 株式会社	2	1,520	5,320	1,620	16,040	理由を記入する。
正・誤の差引額を記入する。					6,275	

訂正申告の種類を記入する

雇用保険第1号  
労働保険番号 113XXXX9XXXXXX  
30年度確定申告  
保険料・一般拠出金申告書内訳  
【確定修正(一般拠出金)】

事業場名 00000労働保険事務組合

事業場の名称	労働者数	賃金総額(円)	率	一般拠出金額(円)	事業場の名称	労働者数	賃金総額(千円)	率	一般拠出金額(円)
001 株式会社	2	1,520	0.02	30					
資金集計を誤ったため					正一額	0.02	10		

口座

様式第4号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)  
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石川県被保険者法 一般拠出金

継続事業  口座  提出用

30年度確定修正  
種別 3 2 7 0 0  
訂正項目番号  
区区分 1 1 3 XXX 9 XXX XX XX - 0 0

修正申告の種類を記入する

確定修正の額を加味した確定保険料を記入する

確定修正の額を加味した一般拠出金を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済確定保険料額及び一般拠出金額(当該修正を含まない額)を記入する

減額訂正、概算修正(減額)の額を合算した額

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
	(イ)	(ロ)			
労働保険料(労災+雇用)					11 7 4 7 3 7 2
労働保険料(労災)					
労働保険料(雇用)					
一般拠出金					1 9 3 9 1

⑪ 概算・増加概算保険料算定内訳

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)				
労働保険料(労災)				
労働保険料(雇用)				
一般拠出金				

申告済概算保険料 11,741,097  
概算金 19,384  
申告済確定保険料 6,275

加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特種事業 (ニ) 該当しない

(イ) 所在地 (ロ) 名称

330-6016 (048) 600-6203  
さいたま市中央区新都心11-2  
埼玉協議会労働保険事務組合  
理事長 埼玉 太郎



特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳  
(労働保険事務組合用)

平成 30 年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険番号	府 県 所 掌 管 轄					基 幹 番 号					枝番号	特別加入者氏名	給付基礎額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
	1	1	1	0	1	*	*	*	*	*								
003												熊谷 保	14,000	30年4月1日 ~ 30年11月28日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	8	425,834	3,406,672
												計1名		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等			
006												川口 一郎	10,000	30年5月1日 ~ 31年3月31日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	11	304,167	3,345,837
006												川口 二郎	3,500	30年5月1日 ~ 31年3月31日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	11	106,459	1,171,049
												計2名		年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等			4,516,886
														年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等			
														年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等			
														年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等			
計																		

上記のとおり報告します。

平成31年 4月18日

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号 330 - 6016 )  
電話 ( 048 )-( 600 )  
6203 番

労働保険  
の  
事務組合

所在地 さいたま市中央区新都心11-2

名称 さいたま建設業協同組合

代表者氏名 代表取締役 労働 太郎 印

記名押印又は署名



労災保険率表

事業の種類	番号	事業の種類	H27.4.1	H30.4.1	
			改定	改定	
林業	02又は03	林業	60 /1000	60 /1000	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	19 /1000	18 /1000	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 /1000	38 /1000	
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰鉱業	88 /1000	88 /1000	
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20 /1000	16 /1000	
	24	原油又は天然ガス鉱業	3 /1000	2.5 /1000	
	25	採石業	52 /1000	49 /1000	
	26	その他の鉱業	26 /1000	26 /1000	
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79 /1000	62 /1000
		32	道路新設事業	11 /1000	11 /1000
33		舗装工事	9 /1000	9 /1000	
34		鉄道又は軌道新設事業	9.5 /1000	9 /1000	
35		建築事業（既設建築物設備工事を除く。）	11 /1000	9.5 /1000	
38		既設建築物設備工事	15 /1000	12 /1000	
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 /1000	6.5 /1000	
37		その他の建設事業	17 /1000	15 /1000	
製造業		41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6 /1000	6 /1000
		42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5 /1000	4 /1000
	44	木材又は木製品製造業	14 /1000	14 /1000	
	45	パルプ又は紙製造業	7 /1000	6.5 /1000	
	46	印刷又は製本業	3.5 /1000	3.5 /1000	
	47	化学工業	4.5 /1000	4.5 /1000	
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5 /1000	6 /1000	
	66	コンクリート製造業	13 /1000	13 /1000	
	62	陶磁器製品製造業	19 /1000	18 /1000	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 /1000	26 /1000	
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7 /1000	6.5 /1000	
	51	非鉄金属精錬業	6.5 /1000	7 /1000	
	52	金属材料製造業（鋳物業を除く。）	5.5 /1000	5.5 /1000	
	53	鋳物業	18 /1000	16 /1000	
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10 /1000	10 /1000	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5 /1000	6.5 /1000	
	55	めっき業	7 /1000	7 /1000	
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5 /1000	5 /1000	
	57	電気機械器具製造業	3 /1000	2.5 /1000	
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4 /1000	4 /1000	
59	船舶製造又は修理業	23 /1000	23 /1000		
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5 /1000	2.5 /1000		
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 /1000	3.5 /1000		
61	その他の製造業	6.5 /1000	6.5 /1000		
運輸業	71	交通運輸事業	4.5 /1000	4 /1000	
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9 /1000	9 /1000	
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9 /1000	9 /1000	
	74	港湾荷役業	13 /1000	13 /1000	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 /1000	3 /1000	
その他の事業	96	農業又は海面漁業以外の漁業	13 /1000	13 /1000	
	91	清掃、火葬又は土葬の事業	12 /1000	13 /1000	
	93	ビルメンテナンス業	5.5 /1000	5.5 /1000	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7 /1000	6.5 /1000	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 /1000	2.5 /1000	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5 /1000	3 /1000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 /1000	2.5 /1000	
	94	その他の各種事業	3 /1000	3 /1000	
		90	船舶所有者の事業（※）	49 /1000	47 /1000

※平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、船舶保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

第二種特別加入保険料率表

公共職業安定所一覧

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	(H27.4.1改定)	(H30.4.1改定)
		第二種特別加入 保険料率	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	13 /1000	12 /1000
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	19 /1000	18 /1000
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	46 /1000	45 /1000
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52 /1000	52 /1000
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7 /1000	7 /1000
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14 /1000	14 /1000
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	49 /1000	48 /1000
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号の作業（指定農業機械従事者）	3 /1000	3 /1000
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号の作業（職場適応訓練受講者）	3 /1000	3 /1000
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	16 /1000	15 /1000
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（服物等の加工の作業）	7 /1000	6 /1000
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17 /1000	17 /1000
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	4 /1000	3 /1000
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18 /1000	18 /1000
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3 /1000	3 /1000
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9 /1000	9 /1000
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	4 /1000	3 /1000
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	6 /1000	5 /1000

名 称	郵便番号及び所在地	電話番号
川口公共職業安定所	〒332-0031 川口市青木3-2-7	048-251-2901
熊谷公共職業安定所	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656
本庄出張所	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
大宮公共職業安定所	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
川越公共職業安定所	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8	049-242-0197
東松山出張所	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
浦和公共職業安定所	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461
所沢公共職業安定所	〒359-0042 所沢市並木6-1-3	04-2992-8609
飯能出張所	〒357-0021 飯能市双柳94-15	042-974-2345
秩父公共職業安定所	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
春日部公共職業安定所	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3	048-736-7611
行田公共職業安定所	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151
草加公共職業安定所	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111
朝霞公共職業安定所	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233
越谷公共職業安定所	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609

第三種特別加入保険料率

対象	(H27.4.1改定)	(H30.4.1)
	第三種特別加入 保険料率	第三種特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3 /1000	3 /1000

労働基準監督署一覧

労務費率表

事業の種類 の分類	事業の種類	(H27.4.1改定)	(H30.4.1改定)	
		請負金額に乗ずる率	請負金額に乗ずる率	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	道路新設事業	20%	19%	
	舗装工事業	18%	17%	
	鉄道又は軌道新設事業	25%	24%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立又は取付に関するもの	40%	38%
		その他のもの	22%	21%
	その他の建設事業		24%	24%

名 称	郵便番号及び所在地	電話番号
さいたま労働基準監督署	〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル14階	048-600-4802
川口労働基準監督署	〒332-0015 川口市川口2-10-2	048-252-3804
熊谷労働基準監督署	〒360-0856 熊谷市別府5-95	048-533-3611
川越労働基準監督署	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8	049-242-0893
春日部労働基準監督署	〒344-8506 春日部市南3-10-13	048-735-5228
所沢労働基準監督署	〒359-0042 所沢市並木6-1-3	04-2995-2586
行田労働基準監督署	〒361-8504 行田市桜町2-6-14	048-556-4195
秩父労働基準監督署	〒368-8609 秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725

埼玉労働局総務部 労働保険徴収課 事務組合係	〒330-6015 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル15階	048-600-6203
------------------------------	---	--------------